

応急仮設住宅、公営住宅等の状況等について

◇ 応急仮設住宅等

大臣より、(社)住宅生産団体連合会に対し概ね2ヶ月で少なくとも約3万戸を供給できるよう要請。さらに、各県の要請にこたえられるように供給の促進を要請。
(通常のプレハブ用の生産ラインの活用を検討)

◇ 公営住宅等の活用

広域的に確保されている公営住宅等の情報を一元的に提供し、申込みの円滑化を図るため、「被災者向け公営住宅等情報センター」を設置 (3月22日)

◇ 民間賃貸住宅の活用

被災者が民間賃貸住宅の入居を希望する場合に、円滑に情報を入手できるよう、3月28日より「被災者向け公営住宅等情報センター」において情報提供を開始。

◇ 被災建築物応急危険度判定

13都県126市町村において、延べ5,394人の判定士により、63,248件の判定を実施。7,899件について、危険(赤)と判定。

被災者に対し提供可能な空き室

	公営住宅等	UR賃貸住宅
全国	約19,000戸	約2,600戸
うち東北地方	約900戸	15戸



岩手県

- ・応急仮設住宅8,800戸を当面の必要戸数として建設要請
(4地区(632戸)で着工。)

宮城県

- ・応急仮設住宅10,000戸を当面の必要戸数として建設要請
(建設用地を確保し、早期に着工する予定。)

福島県

- ・応急仮設住宅14,000戸を当面の必要戸数として建設要請
(4地区(235戸)で着工。)

その他、応急仮設住宅を栃木県が145戸、千葉県が230戸、長野県が40戸建設要請